

2007年8月2日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉
埼玉県教職員組合
障害児教育部長 桜田純一

障害児教育に関する要求書

貴職におかれましては、日々障害児教育の充実のためにご尽力されていることに対し敬意を表します。

この4月より「特別支援教育」制度がスタートしました。しかし、県内の実情はそれにふさわしいものとなっていません。県内では障害児学級や通級指導教室で学ぶ子どもたちが増加し続けています。特別支援教育はきわめて不十分な条件整備のもとでの実施となり、「何も変わらない」多くの通常学級の実態や、「かえって障害児の教育が後退しかねない」障害児学級・通級指導教室の実態が報告されています。

学校現場では、新たに規定された「発達障害」の子どもたちにどう対応するのか、大きな混乱が生じています。設置数が極めて少ない通級指導教室では対応のしようがなく、結果的に障害児学級が受け皿となっています。そのことで、本来障害児学級で教育を受けるべき知的障害等の子どもたちの指導が十分にできない実態が生まれています。そして、そうした実態への支援が行われず、担任任せの状況が続いています。発達障害の子どもたちは、どこがどのように受け止めるのか、という基本的な方針が示されていないのが現状です。

障害児学級や通級指導教室の担任人事の問題を含め、全般的に特別支援教育に対する校長、市町村教委担当者の無理解・不勉強が現場の混乱に拍車をかけ、学校運営または教育行政における消極的な対応が現場の混乱を助長している面も否定できません。

すべての障害児の発達を願い豊かな教育を保障するために、下記の要求を提出します。これまでの回答では、財政難や義務教育標準法等を根拠に、貴職および関係職員の尽力にもかかわらず、障害児教育の充実・発展のための施策が思うようにすすんでいないと認識しています。今日の状況の下で、貴職がどのように障害児教育を充実・発展させようとしているのか、特別支援教育の条件整備をどのように進めようとしているのか、展望や対策をより具体的に示してください。課題は何か、課題解決に向けての方策についても明らかにするよう要求いたします。

記

1. 特別支援教育全般について

- (1) 特別支援教育が法的な根拠を基にスタートした新たな状況のもとで、今後の障害児教育並びに特別支援教育についての県教委としての基本的な施策、考え方、将来展望を具体的に示すこと。
- (2) 障害児教育における地域間格差（自治体間格差）を生み、拡大させないために、県教委としての今後の施策について具体的に示すこと。
- (3) 通常学級に在籍する発達障害の児童・生徒への全県的な施策について、教員等の配置や巡回相談等の体制強化など、具体的に明らかにすること。
- (4) 総務省が措置した特別支援教育支援員（一人当たり 120 万円）が各市町村でもれなく措置されるよう、県教育局として対応すること。
- (5) 特別支援教育コーディネーターを定数として配置すること。その際、その身分は教諭とし、職務・職階化をしないこと。
- (6) 校内委員会の設置にあたっては、その構成や運営など全校で取り組めるような体制を整えること。また、校内委員会が実質をとまなうよう、管理職に向けた研修の実施や環境、条件の整備をすすめること。
- (7) 特別支援教育および障害児教育についての教職員の研修の充実、特に学校運営の責任者である校長への研修の徹底をはかること。
- (8) 通常学級に障害をもつ児童・生徒の在籍が増えることによって、さまざまな課題が生じ、通常学級の児童・生徒の学習環境が保障されない場合がある。県教委として、これらの個々の実態を把握し、必要な対応を行うこと。

2. 県立高等養護学校および県立高校内養護学校高等部分校について

- (1) 県立高等養護学校は就労 100 % を掲げているが、そのことによる予算措置、施設・設備等の教育条件格差が生じている。既存の養護学校等との差別化につながらないよう、均等の扱いを行うこと。
- (2) 就労 100% の見通しと、卒業後のケアについての方針を明らかにすること。
- (3) 高等養護学校への入学を希望、または高等養護学校への関心を持つすべての子どもと保護者に、以下の項目について十分な情報提供がなされるよう配慮すること。
学校運営の状況、生徒の実態、施設・設備、カリキュラム、就労に対する考え方と指導の実態
- (4) 子どもと保護者、関係者に対する学校説明会、学校公開、事前説明会は、あくまでも説明にとどめ、事前選考にならないようにすること。また、入学選考を含め、子どもと保護者に不公平感や不信感を抱かせるような対応を行わないこと。
- (5) 入学選考の日程は、中学校の学校運営や進路指導に配慮したものとすること。
- (6) 県立高校内養護学校高等部分校については、施設・設備、通学、給食等について十分な配慮と条件整備を考慮した学校づくりをすること。
- (7) 県立高校内養護学校高等部分校開校に向けて、準備状況、入学選考、卒業後の進路等について、中学校教員並びに関係保護者に対し、迅速かつ詳細に情報、資料等を提供すること。

3. 障害児学級の学級設置・編制について

- (1) 学級編制基準を1学級5名とすること。
- (2) 障害種別に学級を編制すること。
- (3) 児童・生徒数の推移等を理由に、学級の機械的な統廃合は行わないこと。
- (4) 障害児学級を市内の数校に集中させ、数十人が在籍している障害児学級のマンモス化を解消すること。
- (5) 県内の障害児学級設置率の低い自治体に対し、障害児学級の設置を促すこと。
- (6) 障害児学級開設の認定にあたっては、地域・学校の実態や要望に応じて行い、開設時の人数枠を設けないこと。
- (7) 長期の入院または通院中の児童・生徒の学習する権利を保障するため、長期入院等の児童・生徒がいる病院内に、病虚弱学級等必要な障害児学級を開設すること。

4. 障害児学級の教員定数配置について

- (1) 1学級あたりの教員を複数配置すること。当面、単学級設置の場合は2名配置すること。
- (2) 当面、小学校障害児学級の教員配当基準表を中学校と同じにすること。
- (3) 重度障害児、重複障害児が在籍している場合は、さらに1名を配置すること。
- (4) LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が在籍している場合は、さらに1名を配置すること。
- (5) 特別加配の大幅な拡充をはかること。また、年度当初の可能な限り早い時期に配置すること。
- (6) ここ数年、加配について「基準があいまい」「恣意的な配当をしているのではないか」「現場の実態、実情がまったく反映されていない」等の声が強くなっている。特別加配の基準を明らかにすること。
- (7) 年度当初の障害児学級における保留学級の担任人事について、1学級の児童・生徒数が1名の場合や同一障害種別2学級の場合においても、可能な限り本採用教員を配置すること。
- (8) 指導の継続性や児童・生徒の精神的な安定の視点から、障害児学級および通級指導教室の担任に臨採者をあてることを避けるよう校長への指導を行うこと。特に1学級1担任の場合は、臨採者を充てないよう配慮すること。
- (9) 今後の教員の年齢構成や指導の継続性を考慮し、希望する新採用者が初年度から障害児学級および通級指導教室を担任できるよう、県教育局としての方針を示して具体化すること。
- (10) 中学校障害児学級の「2学級3担任」問題をはじめ、教員の配当や特別加配については、時期を失しないよう当該校の意見を聴取し、理解と納得のうえですすめること。
- (11) 障害児学級に対する特別加配については、必要とする学級全てに配置されるよう、抜本的な改善をはかること。
- (12) 県立養護学校等の教員採用試験と合わせ、小中学校の障害児学級および通級指導教室担任枠の独自の教員採用試験を復活すること。

5. 市立養護学校の教員定数配置について

- (1) 小・中学部の算出基礎を実態に合わせて改善し、高等部の算出基礎を上回ること。

- (2) 重度・重複の児童・生徒の実態、重複学級数に応じた特別加配の方途をとること。
- (3) 医療的ケアに必要な保健師、看護師等を配置すること。また、養護教諭を複数配置すること。

6 . 通級指導教室の設置及び担当教員の配置について

- (1) 通級指導教室を増設・拡充し、通級指導教室未設置の市町村を解消するとともに、必要な教員等を配置すること。特に発達障害の児童・生徒を対象とする発達障害・情緒障害通級指導教室を全県的な視野で開設し、必要な教員等を配置すること。
- (2) 障害種別ごとに設置し、児童・生徒数の上限を 8 名とする通級指導教室編制基準を設けること。
- (3) 通級指導教室設置校には障害種別ごとに複数の教員を配置すること。
- (4) 地域の実情に応じて中学校の通級指導教室やLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒を対象とする発達障害・情緒障害、視覚障害の通級指導教室を増設すること。
- (5) 教職員配置や予算配分の積算基礎となる学級数に通級指導教室を組み入れること。

7 . 障害児学級の教育課程編成並びに条件整備の促進について

- (1) 障害児学級の教育課程作成に当たり、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」については、県立養護学校用の「プランA」「プランB」が障害児学級の実態に合わないことから、使用の強要は行わないこと。また、各市町村教委に対して「プランA」「プランB」の使用を強要しないこと。
- (2) 障害児学級の施設・設備を充実するよう市町村教委に対し指導・助言すること。また、障害児学級の充実という観点から空き教室の活用についても同様に指導すること。
- (3) 当面、障害児学級の教室等へのエアコン設置、プレイルーム、作業室等の特別教室を設置すること。
- (4) 障害児学校・障害児学級間の交流を推進すること。その際の移動に伴う交通手段および安全の確保等の手だてを講じること。
- (5) 備品費、教材費、消耗品費等の拡充を図るとともに、障害児学級個別の予算として配当すること。
- (6) 必要なバリアフリー設備、障害者用トイレ、シャワー設備等を整備すること。また、障害児学級・通級指導教室に外線利用可能な電話を設置すること。

8 . 交流教育並びに支援籍について

- (1) 交流教育の充実について全教職員への研修を行うとともに、財政面の保障や教育条件の改善・充実を図ること。
- (2) 支援籍の実施にあたっては、障害児本人や保護者、関係する学校の希望や意向を尊重するとともに、環境や条件を整備すること。
- (3) 普及期とされる支援籍の取り組みにおいて、障害児学校在籍児童生徒が通常学級に出向くパターンではない他のパターンをどのように普及させるのか、その計画と展望を明確にすること。

9 . 県就学支援委員会および市町村就学支援（指導）委員会について

- (1) 子どもたちが就学し、学習・発達するための最善の場の保障という視点から、就学

支援（指導）の在り方の改善を図ること。

- (2) 就学支援（指導）は、教育行政の責任において、本人、保護者および関係者の納得と合意のもとに実施し、総合的かつ継続的な相談活動が行われるようにすること。
- (3) 市町村就学支援（指導）委員会の役割を発揮するための体制、予算、構成を充実させるために、市町村教委に対し指導すること。

10. 障害児の放課後、長期休業中の豊かな生活の保障について

- (1) 障害児学級の児童・生徒を対象とした障害児学童保育の設置及び民間学童保育への補助金の支出を充実させること。
- (2) 障害児が一般の学童保育に入所するにあたって、市町村間の格差を生じないように、障害児加算の増額と基準の見直しを図ること。また、利用を促進するために障害児学童についての広報活動を活発に行うこと。